

羽咋市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、羽咋市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 民間企業、公共的団体、個人事業主及び任意団体をいう。
- (2) 市税等 市税、上下水道料金、その他市に対する納付金をいう。
- (3) 融資等 金融機関からの融資、一般財団法人地域総合整備財団からのふるさと融資、民間クラウドファンディング、地域活性化ファンドによる出資をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者で、総務省要綱による交付決定に基づき事業を実施する民間事業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有する、又は設けようとする民間事業者等であること。
- (2) 市が実施する他の補助金を受けていないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 申請者又はその法人の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条第1項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から融資等を除いた額とし、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。

- (1) 融資等額が補助金額と同等以上1.5倍未満の場合 2,500万円
- (2) 融資等額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の場合 3,500万円
- (3) 融資等額が補助金額の2倍以上の場合 5,000万円

2 前項で算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる

ものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、羽咋市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 総務省要綱で定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- （2） 市税等の確認承諾書（様式第2号）又は市税等完納証明書（市外に住所がある場合）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、羽咋市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（状況の報告）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長から求めがあったときは、事業の遂行状況を報告しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ羽咋市地域経済循環創造事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。
- （2） 融資等の額を減額しようとするとき。
- （3） 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、一層の能率的な補助対象事業の目的達成に資すると考えられる場合

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変

更である場合

- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査して承認の可否を決定し、羽咋市地域経済循環創造事業補助金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、羽咋市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真(事業の成果、完了が確認できるもの)
- (4) 融資機関からの融資決定通知等融資額を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い、補助金の額を確定し、羽咋市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知書を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、羽咋市地域経済循環創造事業補助金精算払（前金払）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があつたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第7条に規定する補助金の交付の決定の後に、交付決定額の80パーセントを上限とし、請求に基づき前金払をすることができる。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が第9条の規定による補助事業の中止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱に違反した場合

(2) 補助事業者が、交付決定に際して付した条件に違反した場合

(3) その他市長が不適当と認めた場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、羽咋市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式第9号）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を当該補助金に加算して納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ羽咋市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認の適否を決定したときは、羽咋市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。